

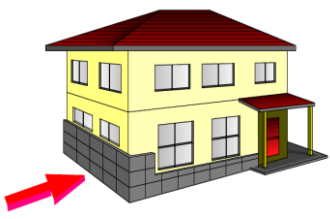
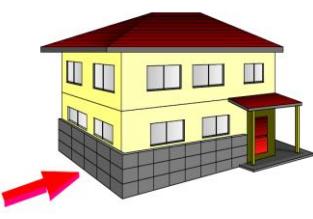
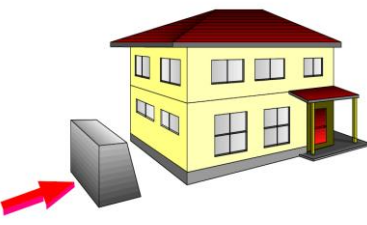
【土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に建築物を建築する場合の構造規制について】

土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律。以下「法」という。）に基づき指定する土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン。以下「レッドゾーン」という。）内（建築物がレッドゾーンの内外にわたる場合を含む（以下同じ。）。）に居室を有する建築物を建築する場合には、以下の構造規制がかかります。

【建築物の構造について】

法第 24 条に基づき、建築物の構造が土砂災害により作用すると想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たし安全なものとなるよう、建築基準法施行令第 80 条の 3 に定める構造基準（平成 13 年国土交通省告示 383 号）に適合しなければなりません。

【建築物の構造イメージ図】（仕様基準）

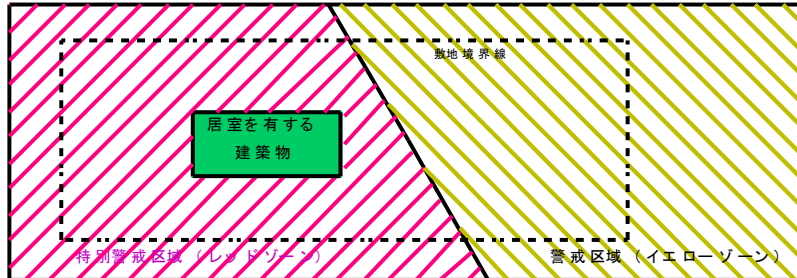
独立壁形式	層形式	防護壁（門又は扉）形式
		

※それぞれの形式について、平成 13 年国土交通省告示第 383 号に定める仕様基準による構造基準に適合する必要があります。

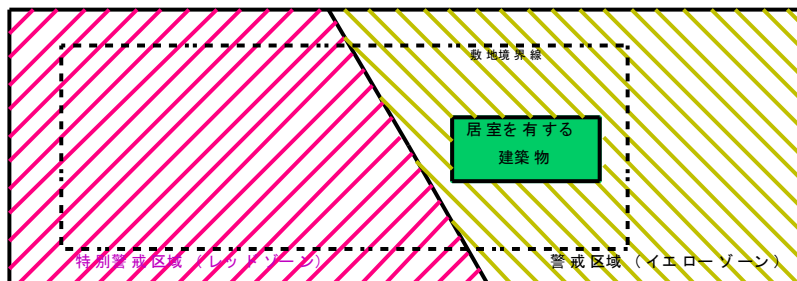
【土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内に建築物を建築する場合の建築確認申請の手続きについて】

居室を含む建築物をレッドゾーン内に建築する場合で、計画敷地の過半がレッドゾーン内の場合は、建築確認申請が必要です。なお、法第 25 条により都市計画区域外で建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に定める建築物であっても、同様に建築確認申請が必要です。

レッドゾーンが計画敷地の過半にわたる場合



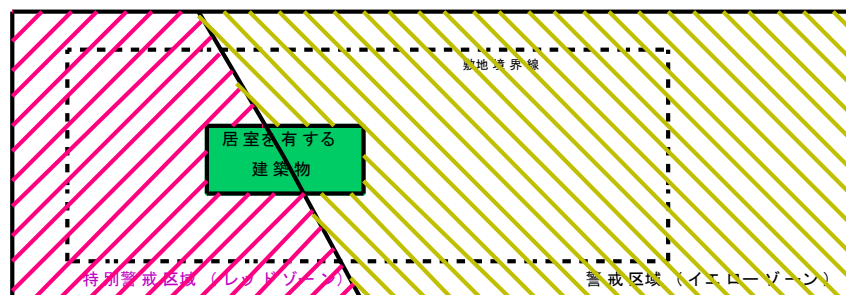
建築確認申請 **必要**



確認申請申請 **不要**

【建築物が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の内外わたる場合の構造規制等の適用について】

建築物がレッドゾーンの内外にわたる場合、敷地の過半がレッドゾーンであるか否かにかかわらず、レッドゾーンに係る建築物の部分については構造規制が適用されます。なお、レッドゾーンが計画敷地の半分以下の場合、建築確認申請は不要です。



※建築物がレッドゾーンにかかれば建築基準法施行令第 80 条の 3 に定める構造基準に適合する措置が必要です。

【建築計画をする際にレッドゾーンの指定状況のご確認ください】

建築物の計画をする際には、事前にレッドゾーンの指定状況についてご確認ください。指定状況については、三重県伊賀建設事務所総務・管理室（0595-24-8208）の窓口において閲覧できるほか、三重県県土整備部流域管理課ホームページにて「土砂災害（特別）警戒区域」の確認をすることができます。また、伊賀市総合危機管理課にて伊賀市土砂災害ハザードマップ(地区別の図)があるほか、伊賀市ホームページ「消防・防災－伊賀市防災マップ」にて確認することができます。